

在サンタクルス(ボリヴィア)日本国領事事務所の領事館昇格等に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十一月二十二日

参議院議長 安井謙殿

喜屋武眞榮

在サンタクルス（ボリヴィア）日本国領事事務所の領事館昇格等に関する質問主意書

ボリヴィア国サンタクルス州には、サンファン・オキナワ第一・オキナワ第二・オキナワ第三の四つの日系人集団移住地があり、農業振興の担い手として活躍しているなど、サンタクルス市を中心として約三千五百人の日系人が、農業・商業・工業の各分野で活躍している。

ところで、サンタクルス市には領事事務所が開設されではいるが、日系人在住者の職務遂行、経済活動等に必要な各種証明・登録その他の手続は、同事務所に権能が与えられていないために、すべて在ラパス日本国大使館で行われている、そのため、手續が不便であり、完結までに長期間を要し経済活動に支障を及ぼしているとのことである。

そこで以下の点について伺いたい。

一 在サンタクルス領事事務所の領事館への昇格を早急に行うべきものと思うが、その計画があ

るか。あるとすればいつまでに実現する考え方であるか示されたい。

二　他の中南米諸国の日系人在住者からも公館設置要求が出されていると聞いているが、公館設置を行う場合の優先順位はあるか。あるとすればその判断基準を示されたい。

右質問する。